

5 給与改定勧告及び実施状況の概要（平成5年度～14年度）

勧 告		国 会 の 決 定	
改 定 の 内 容		内 容	実施時期
平成5年度	5. 8. 3 勧告 改善率 1.92%		
	1 俸給表の改定 全俸給表の平均引上率2.0%	1 勧告どおり	5. 4. 1
	2 初任給調整手当 (1) 医療職(一)の支給限度額を294,000円に (2) 医療職(一)以外の支給限度額を50,100円に	2 勧告どおり	
	3 扶養手当 配偶者以外の扶養親族のうち3人目からの者1人につき2,000円に 特定期間（満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで）にある子1人につき1,000円を新たに加算	3 勧告どおり	
	4 住居手当 2分の1加算限度額を16,000円（最高支給限度額27,000円）に	4 勧告どおり	
	5 単身赴任手当 加算額を最高29,000円に	5 勧告どおり	6. 4. 1
	6 超過勤務手当及び休日給 支給割合を100分の125以上100分の150以下の範囲内で人事院規則で定める割合に	6 勧告どおり	
	7 期末・勤勉手当 3月及び12月の期末手当をそれぞれ0.5月分及び2.0月分に	7 勧告どおり	5. 4. 1
	※ 中途採用者の初任給決定方法の改善 経験5年間までは12月1号俸の割合で調整		6. 4. 1
平成6年度	6. 8. 2 勧告 改善率 1.18%		
	1 俸給表の改定 全俸給表の平均引上率1.3%	1 勧告どおり	6. 4. 1
	2 初任給調整手当 (1) 医療職(一)の支給限度額を299,000円に (2) 医療職(一)以外の支給限度額を50,500円に	2 勧告どおり	
	3 扶養手当 特定期間にある子に係る加算額を1人につき2,000円に	3 勧告どおり	
	4 通勤手当 離島等に所在する官署に通勤するため、やむを得ず特別の運賃等を負担する職員に対して手当額の算定につき特例措置	4 勧告どおり	6.12. 1
	5 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,300円（半日執務日4,950円）に (2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務15,000円（半日執務日22,500円）に (3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,000円（半日執務日9,000円）に	5 勧告どおり	7. 1. 1

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成6年度	(4) 常直勤務月額16,000円に 6 期末・勤勉手当 12月の期末手当を1.9月分に 7 教職調整額 国立の義務教育諸学校等の教頭等の俸給月額について、昇格時の号俸の決定方法の改善が平成7年4月1日から本格的に実施されること等に伴う所要の加算措置	6 勧告どおり 7 勧告どおり	6. 4. 1 7. 4. 1
平成7年度	7. 8. 1 勧告 改善率 0.90% 1 俸給表の改定 全俸給表の平均引上率1.0% 俸給表の改定に伴い、職務の級に異動があった職員等の号俸等について本年度末までの間、新たな所要の経過措置 I種試験からの事務・技術系職種への採用者の初任給の据置き 2 初任給調整手当 (1) 医療職(一)の支給限度額を302,900円に (2) 医療職(一)以外の支給限度額を50,800円に 3 扶養手当 特定期間にある子に係る加算額を1人につき2,500円に 4 調整手当 特別の事情により移転した官署に引き続き勤務する職員等に対し、特別の措置 5 住居手当 単身赴任手当受給者のうち留守家族が借家・借間に居住している職員に対し、現行手当額の2分の1の額を支給 6 通勤手当 異動等に伴い新幹線等を利用することが必要となった職員等に対し、特急料金等の2分の1の額を2万円を限度として加算 7 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,400円(半日執務日5,100円)に (2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務16,000円(半日執務日24,000円)に (3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,400円(半日執務日9,600円)に (4) 常直勤務月額17,000円に ※ 俸給の調整額を定率3%+定額から、職務の級別同額方式に改正	1 勧告どおり 2 勧告どおり 3 勧告どおり 4 勧告どおり 5 勧告どおり 6 勧告どおり 7 勧告どおり	7. 4. 1 8. 1. 1

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成 8 年 度	8. 8. 1 勸告		
	I 給与法の改正		
	改善率 0.95%		
	1 俸給表の改定	1 勸告どおり	8. 4. 1
	全俸給表の平均引上率 1.0%		
	昇格時の号俸決定方法の改善の本格実施に伴う行政職(一)等以外の俸給表の号俸の切替えによる中堅層の昇給額の改善措置		
	2 初任給調整手当	2 勸告どおり	9. 4. 1
	(1) 医療職(一)の支給限度額を307,500円に		
	(2) 医療職(一)以外の支給限度額を51,100円に		
	(3) 高度な専門知識を有する研究員等を採用する場合に新たに100,000円以内を10年を限度として支給		
	3 扶養手当	3 勸告どおり	8. 4. 1
	特定期間にある子に係る加算額を1人につき3,000円に		
	4 通勤手当	4 勸告どおり	9. 4. 1
	交通機関等利用者について、全額支給限度額を月額45,000円(最高支給限度額50,000円)に		
	5 筑波研究学園都市移転手当を廃止	5 勸告どおり	9. 1. 1
	6 宿日直手当	6 勸告どおり	
	(1) 通常の宿日直勤務3,600円(半日執務日5,400円)に		
	(2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務17,000円(半日執務日25,500円)に		
	(3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,600円(半日執務日9,900円)に		
	(4) 常直勤務月額18,000円に		
	7 研究員調整手当新設	7 勸告どおり	
	研究活動、採用の状況等からみて人材確保等を図る特別の事情がある試験研究機関等に勤務する研究員等に、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の10%以内を支給		
	II 寒冷地手当法等の改正		
	1 基準額の改定	1 勸告どおり	9. 4. 1
	扶養親族が3人以上の世帯主である職員に163,700円以内を、扶養親族が1人又は2人の世帯主である職員に136,500円以内を、扶養親族のない世帯主である職員に82,900円以内を、その他の職員に59,200円以内をそれぞれ支給		
	2 最高限度額に関する規定を廃止	2 勸告どおり	

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成9年度	9. 8. 4 勸告		
	I 給与法の改正		
	改善率 1.02%		
	1 俸給表の改定	1 勸告どおり	9. 4. 1 (ただし、指定職俸給表の改定については10. 4. 1)
	全俸給表の平均引上率 1.0%		
	2 初任給調整手当	2 勸告どおり	
	(1) 医療職(一)医師の支給限度額を312,200円に		
	(2) 医系教官等の支給限度額を51,400円に		
	3 扶養手当	3 勸告どおり	
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等を6,500円に		
特定期間にある子に係る加算額を1人につき4,000円に			
4 特勤勤務手当等	4 勸告どおり	10. 4. 1	
※ 手当額の累増を抑制する算定方法に改定			
準ずる手当の支給月額の限度を6%に			
一定の要件を満たす人事交流等職員に対し準ずる手当を支給			
5 宿日直手当	5 勸告どおり	10. 1. 1	
(1) 通常の宿日直勤務3,800円(半日勤務日5,700円)に			
(2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務18,000円(半日勤務日27,000円)に			
(3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,800円(半日勤務日10,200円)に			
(4) 常直勤務月額19,000円に			
6 期末・勤勉手当	6 勸告どおり	(ただし、期末特別手当の平成10年3月の支給割合は0.5月分とする)	9. 4. 1
3月の期末手当を0.05月分増額			
特に高い管理又は監督の地位にある管理職職員(特定幹部職員)の6月の期末手当を1.4月分、勤勉手当を0.8月分に、12月の期末手当を1.7月分、勤勉手当を0.8月分に			
指定職職員の期末手当を改め期末特別手当を新設し、通常の場合には3月に0.55月分、6月に1.6月分、12月に1.9月分とし、また、懲戒処分を受けるなど勤務成績が明らかに良好でない場合の減額措置を導入			10. 1. 1 (ただし、期末特別手当の減額措置は、基準日が平成10年6月1日以後の同手当から)
※ 勤勉手当に係る成績率の幅の拡大及びその運用基準の設定			9. 11. 25
7 ハワイ観測所勤務手当新設	7 勸告どおり	9. 4. 1	
国立天文台ハワイ観測所に勤務する職員に、俸給等の80%(最低250,000円)を支給			
II 任期付研究員法の改正			
○ 俸給表の改定	○ 勸告どおり	9. 6. 4	
俸給月額を5,000円～9,000円引上げ			

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成10年度	10. 8.12 勸告 I 給与法の改正 改善率 0.76% 1 俸給表の改定 全俸給表の平均引上率 0.7% 公安職(一)に特2級設定 2 昇給 昇給停止年齢を原則55歳に(改正前58歳) 56歳以上職員の普通昇給の昇給期間を18月又は24月とする取扱いを廃止 3 初任給調整手当 (1) 医療職(一)医師の支給限度額を316,400円に (2) 医系教官等の支給限度額を51,600円に 4 扶養手当 特定期間にある子に係る加算額を1人につき5,000円に 5 単身赴任手当 (1) 基礎額を23,000円に (2) 加算額を最高45,000円に 6 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務4,000円(半日執務日6,000円)に (2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務19,000円(半日執務日28,500円)に (3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,000円(半日執務日10,500円)に (4) 常直勤務月額20,000円に 7 義務教育等教員特別手当 中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員に支給 後期課程に勤務する教育職員にも必要と認められる範囲で支給 II 任期付研究員法の改正 ○ 俸給表の改定 俸給月額を4,000円～7,000円引上げ	1 勸告どおり 2 勸告どおり 3 勸告どおり 4 勸告どおり 5 勸告どおり 6 勸告どおり 7 勸告どおり ○ 勸告どおり	10. 4. 1 11. 4. 1 10. 4. 1 11. 1. 1 11. 4. 1 10. 4. 1
	11. 8.11 勸告 I 給与法の改正 改善率 0.28% 1 俸給表の改定 (1) 指定職俸給表及び本省庁課長級職員(行政職俸給表(一)10・11級等)は改定見送り、行政職俸給表(一)9級等は抑制的な改定 (2) 福祉職俸給表の新設 2 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務4,200円(半日執務日6,300円)に	1 勸告どおり 2 勸告どおり	11. 4. 1

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成11年度	(2) 医師又は歯科医師の宿日直勤務20,000円（半日執務日30,000円）に	3 勧告どおり	12. 1. 1
	(3) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,200円（半日執務日10,800円）に		
	(4) 常直勤務月額21,000円に		
	3 期末・勤勉手当等		
	(1) 平成11年度の支給割合 3月及び12月の期末手当（期末特別手当）をそれぞれ0.50月分及び1.65月分に （特定幹部職員は3月0.50月分、12月1.45月分に）		
平成12年度	(2) 平成12年度以降の支給割合 3月、6月及び12月の期末手当（期末特別手当）をそれぞれ0.55月分、1.45月分及び1.75月分に （特定幹部職員は3月0.55月分、6月1.25月分、12月1.55月分に）	○ 勧告どおり	12. 4. 1
	II 育児休業法の改正		
	○ 基準日に育児休業中の職員のうち、算定期間に勤務実績がある職員に対し、在職期間等に応じて期末・勤勉手当等を支給		
	III 任期付研究員法の改正		
	○ 俸給表の改定 俸給月額を2,000円引上げ		
平成12年度	12. 8. 15 勧告 給与法等の改正 改善率 0.12%	1 勧告どおり	12. 4. 1
	1 扶養手当		
	(1) 子等のうち2人目までの手当額を1人につき6,000円に		
	(2) 子等のうち3人目以降の手当額を1人につき3,000円に		
	2 期末・勤勉手当等		
平成12年度	(1) 12月の期末手当（期末特別手当）を1.6月分に （特定幹部職員は1.4月分に）	2 勧告どおり	12. 4. 1
	(2) 12月の勤勉手当を0.55月分に （特定幹部職員は0.75月分に）		
	3 その他		
	暫定筑波研究学園都市移転手当を支給される職員が給与法第11条の3の規定により調整手当を支給されることとなる場合には、所要の調整を行う		
	※ 調整手当の支給地域等の見直し		
平成12年度		3 勧告どおり	13. 4. 1

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成13年度	13. 8. 8 勸告 給与法の改正 1 特例一時金の新設 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度の3月1日（基準日）に在職する職員（指定職職員等を除く。）に対して、在職期間等に応じて、3,756円を超えない範囲内の額の特例一時金を支給 2 期末手当等 12月の期末手当（期末特別手当）を1.55月分に（特定幹部職員は1.35月分に）	1 勸告どおり 2 勸告どおり	13. 4. 1
平成14年度	14. 8. 8 勸告 給与法等の改正 1 俸給表 (1) 行政職俸給表 級ごとに同率の引下げを基本とするが、初任給付近の引下げ率を緩和、管理職層について平均をやや超える引下げ率（平均改定率△2.0%） (2) 指定職俸給表 行政職俸給表の管理職層と同程度の引下げ（改定率△2.1%） (3) その他の俸給表 行政職との均衡を基本に引下げ (4) 特例一時金（年間3,756円（月当たり313円）） 廃止 2 扶養手当 (1) 配偶者に係る支給月額を引下げ （16,000円→14,000円） (2) 子等のうち3人目以降の支給月額を引上げ （3,000円→5,000円） 3 その他の手当 (1) 委員、顧問、参与等の手当 ・指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ ・高度な能力・識見等を有する人材の確保のため特例的な限度額を設定 (2) 医師の初任給調整手当 ・医療職(一) 最高 316,400円→311,400円 ・医療職(一)以外（医系教官等） 最高 51,600円→50,800円 (3) 俸給の調整額 平成8年改正に係る経過措置を廃止し、新たな措置	1 勸告どおり 2 勸告どおり 3 勸告どおり	14. 12. 1

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成 14 年度	4 期末手当等 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.7月分→4.65月分 (1) 3月期の期末手当で引下げ(△0.05月) (2) 民間のボーナス支給回数と合わせるため、3月期の期末手当を廃止し6月期、12月期に配分 (3) 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当の割合を改定(15年度から)	4 勧告どおり	
	5 実施時期 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施するが、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、12月期の期末手当の額について所要の調整措置	5 勧告どおり	

(注) 勧告欄には、勧告の内容には含まれていないが、給与の報告等で述べた改善措置も掲げてあり(※印)、その実施時期については、国会の決定欄に掲げた。